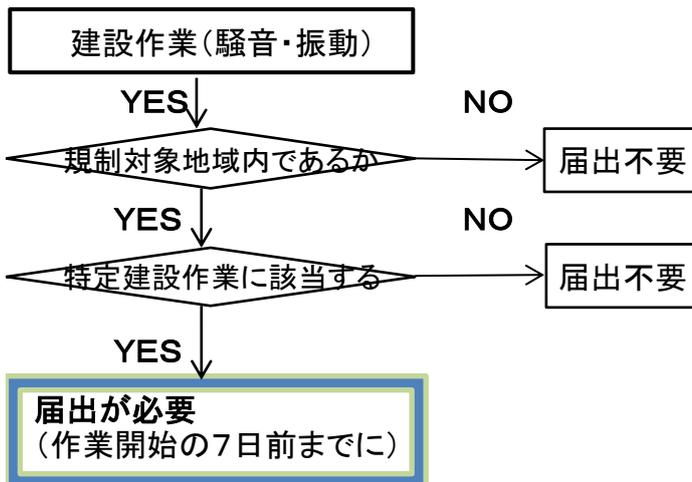


特定建設作業の届出について



届出が必要な場合

《必要書類》⇒同じものを2組提出

- ・特定建設作業実施届出書【当該建設作業の開始の日の7日前まで(中7日あける)に届出ること】
- ・当該特定建設作業の場所付近の見取り図【住宅地図等】
- ・工事工程表【建設工事の工程の概要を示したもので、特定建設作業の工程を明示したもの】
- ・機器のカタログ等(任意)【当該特定建設作業で使う機器の性能等が書かれた書類】

《規制について》

- ・特定建設作業にともなう騒音・振動については、区域の区分ごとに改善基準が定められています。改善命令に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認める場合は、施工者に対し改善勧告・改善命令を行うことができます。

《注意事項》

- ・届出義務者は元請負業者です。(下請負業者、注文者、発注者は不適切です)
- ・届出事項によっては必要な勧告を行うこともあり、深夜作業の制限、消音装置の取り付け等の事前勧告も行いことがあります。
- ・風水害、火災等の場合のように、特定建設作業を行う必要があらかじめ想定できないような場合、また、急きょ特定建設作業を行うような場合は、7日前までに届けるということについて例外を認めるが、届出を行いうる状況になったときに、速やかに届出をする必要があります。